平成２２年（フ）第５３５８号
大阪府門真市大橋町３番17号
債務者　東條　健二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６０号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番49―403号
債務者　髙﨑　美和
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３６８号
大阪府八尾市安中町３丁目５番10号
債務者　富松　康子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７１号
大阪市中央区瓦町１丁目４番７―701号
債務者　豊村　惠子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７号
北海道北見市清見町72番地１　清見町ＡＰ102号
債務者　伊藤　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
北海道網走郡美幌町字三橋南22番地　公住１号棟Ａ―202号
債務者　三ケ山幸恵
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
埼玉県春日部市下蛭田39番地４エクレール豊春Ⅲ―402号
債務者　阿部　健一
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
埼玉県草加市旭町４丁目９番31号　タチバナコーポ１―202号
債務者　山岸　紀子（旧姓柳川）
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
埼玉県三郷市早稲田６丁目11番地30
債務者　篠田　徳治
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
埼玉県三郷市早稲田６丁目11番地30
債務者　篠田由利子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８３８号
千葉市花見川区横戸町1573番地31　メゾン高台101号
債務者　宮崎　裕子（旧姓港）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５０号
千葉県市川市大野町２丁目957番地の２
債務者　中西　俊文
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８５７号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目10番２棟1002号
債務者　村井　桂子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０６号
千葉市稲毛区萩台町696番地36
債務者　馬場　亮一
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３４号
愛知県清須市清洲田中町137番地　シャイニングマンション302
債務者　山本　龍二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５９５号
名古屋市南区柴田本通２丁目１番地の２　南成タウン312号
債務者　花田　孝司
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４６号
名古屋市熱田区六野２丁目６番16―403号　神宮東パークハイツ
債務者　石井　君子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９号
岡山県津山市河辺904番地２
債務者　福嶋　良一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岡山地方裁判所津山支部